



電子申告の義務化／書面による還付申告の有効性 ～消費税の還付が認められなかった事例～

平成30年度税制改正により、申告書の電子情報処理組織による提出義務が創設され、特定法人（資本金の額が1億円を超える法人等）である事業者については、確定申告を電子申告により行わなければならない旨が規定されました。今回は、特定法人である納税者が書面により消費税の還付申告をした事例を紹介します。（令和6年1月12日東京地裁判決・棄却・控訴・TAINSコード：Z888-2666）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

原告が、消費税等の控除不足額（499万2709円）を記載して書面申告したところ、麹町税務署長において、原告が消費税法46条の2第2項1号の特定法人に該当し、消費税等の申告は、同条1項の規定する電子申告により行わなければならないとして、原告に還付をしなかったため、還付金及びこれに加算すべき還付加算金の支払を求める事案です。

<裁判所の判断>

- 1 租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断に委ねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである。
- 2 電子申告の義務化は、税務手続においてもICTの活用を推進し、データの円滑な利用を進めることにより社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることを目的として規定されたものであり、かかる立法目的は、「納税義務の適正な履行を確保する」（消費税法1条1項）という同法の目的に沿うものであり、公共の福祉に合致する。また、各規定（同法46条の2第1項及び2項）の導入に当たっては、準備期間を確保する趣旨から、適用開始時期は、令和2年4月1日以後に開始する課税期間に係る消費税の申告からとされたほか、一定の事由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合に例外的に書面申告を行うことができる旨の特例も設けられている。一方で、電子申告の導入に伴う経済的負担は、比較的軽微である。電子申告の義務化の対象となる事業者が、資本金の額が1億円を超える法人等であって、これらの負担も過大なものとは認められない。そうすると、電子申告の義務化が、上記の目的を達成するための手段として必要性もしくは合理性を欠くことが明らかということもできず、立法府の裁量権の範囲を超えるものではない。
- 3 電子申告の導入に伴う負担が比較的軽微であることに照らせば、資本金の額が1億円を超える法人等が、電子申告の義務化に耐え得る程度の財務基盤を有することを前提として各規定を設けた立法府の判断が、裁量権の範囲を超えるものということとはできない。以上からすれば、各規定が憲法29条2項に違反する旨の原告の主張は理由がない。
- 4 消費税の控除不足額に係る還付金の還付請求権は、消費税法45条1項の規定による申告書を提出することによって発生することとなり、特定法人である事業者については、同規定にかかわらず、同法46条の2第1項及び2項により、確定申告を電子申告により行わなければならない旨規定されている。各規定の文言によれば、特定法人である事業者が、控除不足額に係る還付金の還付を受けるためには、電子申告を行わなければならないことは明らかである。
- 5 原告は、消費税法46条の3に規定する電子申告が困難である場合の特例の適用について麹町税務署長の承認を受けていなかったから、還付を受けるためには電子申告をすることを要することとなる。

……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判11頁）が必要な方は、送料実費とも2,500円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。